

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和6年7月23日
薬物乱用対策推進会議

[令和5年の薬物情勢]

- 薬物事犯の検挙人員（医薬品医療機器等法違反によるものを除く）は13,815人（+1,194人/+9.46%）と前年より増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は6,073人（-216人/-3.43%）と8年連続で減少し、5年連続で1万人を下回っている。また、大麻事犯の検挙人員については6,703人（+1,157人/+20.9%）と過去最高値を大幅に更新するとともに、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。
- 覚醒剤の押収量は1,601.6kg（+1,126.3kg/+237.0%）と前年より大幅に増加した。大麻の押収量のうち、乾燥大麻の押収量は850.0kg（+519.3kg/+157.0%）と前年より増加した。大麻リキッドに代表される大麻濃縮物の押収量は56.5kgであった。
一方、コカインの押収量は56.2kg（+13.4kg/+31.3%）、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量は169,743錠（+74,129錠/+77.5%）と前年より増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は472件（+124件/+35.6%）、検挙人員は563人（+120人/+27.1%）と2年連続で検挙件数、人員とともに増加した。
30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯、大麻事犯とともに前年より増加し、大麻事犯全体に占める30歳未満の検挙人員の割合は72.9%（+3.7P）と過去最高を更新した。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は66.0%（-1.7P）と前年より減少した。
- 大麻事犯の初犯者率は76.4%であり、初犯者が占める割合が高い。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は444人（+132人/+42.3%）と前年より増加した。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配布を行った。〔文科・警察・財務・法務・厚労〕
- 大麻の乱用拡大が進む若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、大学等や民間企業における薬物乱用防止講習を実施したほか、薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等の講師による学校等における薬物乱用防止教室の実施、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止読本の作成・配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの広報啓発資料・動画の掲載といった広報啓発活動を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 家庭及び社会における広報啓発として、各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・こども・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出したり、「運び屋」として利用されたりすることのないよう、法規制や有害性を訴えるポスター等の活用を図ったほか、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門性の向上と地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対して、再乱用防止プログラムの実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど相談窓口の周知を徹底した。〔厚労・警察〕
- 薬物事犯の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るとともに、関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援を一体的に実施した。〔法務・厚労〕
- 家族会を開催する民間支援団体等を支援するとともに、保健所、精神保健福祉センターにおいて民間支

援団体と連携して家族教室等を実施した。さらに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 各種捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、令和5年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等2,809人を検挙した。〔警察・法務・財務・厚労・海保〕
- 令和5年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を54人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を199人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約4億292万円に上った。〔法務〕
- 危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、29物質を新たに指定薬物に指定した。〔厚労〕
- 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行うとともに、薬物分析手法にかかる研究・開発を推進し、会議等を通じ関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- ダークウェブ、暗号資産を利用した密輸・密売事犯に適切に対応するため、関係機関との情報共有体制や、サイバー捜査に特化した部門を強化し、サイバー空間を利用した薬物密売事犯に対し捜査を展開した。〔警察・厚労〕
- 近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用、大麻草由来成分の活用等の国際的な動向を踏まえ大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正を行い、大麻を麻薬として位置づけ、施用罪を適用する等の法整備を行った。〔厚労〕

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和5年中、水際において、約2,406kgの不正薬物の密輸を阻止した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（INC）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、麻薬等の原料物質取扱業者等に対し、管理及び流通状況等にかかる合同立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持込み防止のため、関係省庁のウェブサイト等での情報発信に加え、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔財務・警察・厚労・法務・外務・海保〕

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 國際捜査共助等を活用し、國際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。〔法務・警察・財務・厚労・海保・外務〕
- 第66会期国連麻薬委員会（CND）会期間・再開会期会合、第67会期CNDハイレベル会合・通常会合、アジア太平洋薬物取締機関長会議（HON LAP）及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）開催のSMART犯罪科学プログラムに関する活動等に参加し、参加各国における薬物の乱用状況、乱用対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

令和5年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,703人となり、過去最多であった令和3年を大幅に更新し、大麻事犯の検挙人員に係る統計が確認できる昭和26年以降、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。特に大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満の若年層であり、依然として大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える。大麻の乱用拡大を阻止すべく、令和5年12月に成立・公布となった改正法の施行も控える中、関係省庁と連携の上、予防啓発や取締りの強化などの対策を徹底していく必要がある。

また、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるよう環境整備を推進していくことが求められており、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るほか、関係機関が連携して、薬物依存症者への各施策を一体的に実施していくこととする。

危険ドラッグ事犯については増加傾向にある中、令和5年に入りTHC等に類似した化合物を含有する危険ドラッグを摂取したことによる健康被害が相次いで報告されたことを受け、関係機関が連携して調査を行い、危険ドラッグ販売店舗と健康被害情報等の実態を把握した。また、令和5年9月に危険ドラッグ対策会議を開催し、必要な対策の検討を行うとともに、関係機関との情報共有や、取締体制の強化を図った。さらに、危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令及び販売等停止命令を実施するなど関係機関と連携した取締りの強化を行うとともに、広域的に規制する必要があると認められた製品については、医薬品医療機器等法に基づき、全国的に販売等を禁止する旨を告示した。引き続き、これらの取締りを徹底していくとともに、包括指定を含めた指定薬物への迅速な指定を行い、乱用断絶に向けた取組を行っていく。

また、密輸入事犯の検挙人員は前年より増加し、水際での不正薬物全体の押収量は約2,406kgと、過去2番目に多かった。我が国で乱用されている規制薬物の大半は海外から密輸されたものと考えられており、密輸形態別に見ると、海上貨物及び航空貨物から複数の大口事犯が摘発され押収量が増加しているのみならず、航空旅客からの摘発が著しく増加している。新型コロナウイルス感染症拡大防止による水際措置の終了などにより、入国者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前まで戻りつつあることから、今後ますます航空旅客による密輸事犯の増加が懸念される。このため、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対する広報協力の働きかけを行うとともに、引き続き、海外渡航者・訪日外国人への規制薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施する必要がある。

さらに、近年、欧米諸国においてフェンタニルなどの合成オピオイド等の乱用が深刻な社会問題となっていることに対して、国を跨いだ新たな枠組みが創設されており、こうした枠組みを通じて、関係諸国と更なる連携を深めていくほか、引き続き国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を行うなど、より一層国際機関や各国機関との連携を強化していくこととする。